



新潟市結婚新生活支援補助金の申請について（募集要項）

新潟市では、結婚に伴う新生活を支援するため、新婚世帯の住宅取得や賃借、引越費用を補助します。
申請する場合は、この募集要項をよくお読みいただき、申請書に必要な書類を添えて提出してください。

対象者

令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された新婚世帯が対象です。ただし、申請時点において以下の要件をすべて満たしている場合のみ、補助を受けることができます。

補助の要件

- ☑ 夫婦が新潟市に住民登録しており、申請時に申請の対象としている住宅に同居していること。
※ 同居については、夫婦の住民票の住所で確認します。
- ☑ 補助金の交付を受けた日から、夫婦が2年以上継続して新潟市内に住む意思があること。
※ 申請時に誓約していただきますが、転勤などのやむを得ない事情が生じた場合はこの限りではありません。
- ☑ 夫婦双方の婚姻時の年齢が39歳以下であること。
- ☑ 令和6年分（令和6年1月1日～令和6年12月31日（2024年分））の夫婦の所得の合計額が500万円未満であること。
※ 市区町村が発行する所得証明書で所得を確認します。
※ ただし、合計額が500万円以上の場合でも、次に該当するときは所得の控除ができます。

夫婦に貸与型奨学金の返済者がある場合

夫婦の双方または一方が貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の所得の合計額から令和6年分（令和6年1月1日～令和6年12月31日（2024年分））の返済額を控除します。（控除後、合計額が500万円未満である場合が対象。）

返済額を確認できる書類を添付してください。

- ☑ 夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- ☑ 夫婦がこれまで市税（個人住民税以外の税目を含む）を滞納していないこと。また、夫婦が新潟市外から転入している場合は、転入前の市町村税についても滞納していないこと。

対象経費

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支出した **住居費** と **引越費用** が対象です。
具体的には次のとおりです。

住居費（賃借の場合）

結婚に伴い賃借した住宅の 賃料（3か月分まで）、共益費（3か月分まで）、敷金、礼金、仲介手数料

※ 夫婦の一方が婚姻前に契約して入居していた住宅に他方が入居した場合（例：一方が婚姻前に一人暮らししていた住居に、結婚を機にもう一方が引っ越してきて同居することとなった場合）は、同居開始後に支払った費用のみが対象です。入居日や同居開始日については、住民票の住所を定めた日で確認します。

※ 駐車場代、鍵交換代、クリーニング代、保険料などの費用は対象外です。

住居費（購入・新築の場合）

結婚に伴い取得した住宅の**購入費、工事請負費（新築のみ）**

※ 土地の購入費は対象外です。

※ 住宅を新築する場合の工事請負費は対象ですが、既存住宅の改修や増改築（リフォームなど）の費用は対象外です。

※ 下記の補助制度との併用はできません。また、下記以外の国の他の補助制度との併用については、申請前にお問い合わせください。

- こどもみらい住宅支援事業 ○地域型住宅グリーン事業 ○ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業
- 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業
- 子育てエコホーム支援事業 ○住宅・建築物安全ストック形成事業 ○次世代省エネ建材支援事業
- 住宅・建築物省エネ改修推進事業 ○住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業
- 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金
- 既存住宅における断熱リフォーム支援事業

引越費用

結婚に伴い取得または賃借した住宅や、夫または妻が居住していた住宅への引越費用のうち、引越業者または運送業者へ支払った作業費や運送費（夫婦各々が1回まで）

※ レンタカーを借りて自身で引越しを行った場合の費用や不用品の処分費用、引越し業者が行う電気やガス等のサービス料、エアコン等のクリーニング費用は対象外です。引越業者・運送業者（緑ナンバー）が対象です。

補助金の額

対象経費（住居費・引越費用）の実支出額のうち、1世帯当たり **30万円まで**の額を補助します。ただし、対象経費に対して他の補助金の交付を受けている場合や、賃借にかかる費用に対して勤務先からの住宅手当などの支給があった場合は、その額を対象経費から控除します。

※ 住宅費と引越費用は併せて申請することができますが、その場合も上限は30万円までです。

※ 算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

※ 住宅手当の支給がない場合も、確認のために住宅手当支給証明書の提出が必要です。

申請期間

令和7年7月16日 から 令和8年3月31日まで

ただし、申請額が上限に達した時点で受付終了となります。

※直近の受付状況について確認したい場合は、こども政策課（☎025-226-1193）へ随时お問い合わせください。

申請方法

★申請の際は事前の電話予約（こども政策課 ☎025-226-1193）が必要です。★

「新潟市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書」に必要な書類を添えて、こども政策課（市役所本館1階）へ直接提出してください。郵送やFAXでの提出はできません。

前ページの申請書や、下記の◎印の添付書類は、ホームページから様式のダウンロードが可能となっているほか、こども政策課でも配布しています。

※ 申請条件にあてはまるか、対象経費となるかなどは、事前にこども政策課へお問い合わせ、相談いただいた上で申請にきていただけますとスムーズです。

※ 書類の書き方は記載例を参照してください。

※ 申請書の提出には、申請者ご本人または配偶者の方がお越しください。

共通の添付書類（全員が提出）

◎ **必要書類等チェックリスト** ※ 申請する前にチェックし、申請書類一式と一緒に提出してください。

◎ **同意書兼誓約書**

○ **婚姻届の受理証明書 または 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）の写し（附票ではありません）**

（コピーしたものではなく、窓口で交付されたもの）

○ **夫婦の住所が記載された住民票の写し（コピーしたものではなく、窓口で交付されたもの）**

※ 「続柄」が記載されているもの

※ 発行年月日が3ヵ月以内のもの

○ **夫婦の令和6年（2024年）分の所得証明書**

（市区町村が発行するもの ※勤務先等から配布される源泉徴収票ではありません。）

⇒ 新潟市の場合、「令和7年度課税（令和6年（2024年）分所得）の市・県民税課税（所得）証明書」

※ 令和7年（2025年）1月1日時点で住民登録のあった市町村で発行できます。

※ 所得未申告で所得証明書が発行できない場合は、申告を行ってから証明書を発行してもらってください。

○ **夫婦の納税証明書（市区町村が発行する未納がないことを証明するもの）**

⇒ 新潟市の場合、「納税証明書 新潟市制度用」

※ 令和6年（2024年）1月1日時点で住民登録のあった市町村で発行できます。

※ 発行年月日が3ヵ月以内のもの

※ 他の市区町村で納税証明書を発行する方で、「未納がないことを証明する納税証明書」が発行できなかった場合は、「令和6年度分の個人住民税の納税証明書」（市区町村が発行するもの）、非課税のため証明書が発行できなかった場合は、令和6年度非課税であったことが確認できる書類（非課税証明書、令和6年度課税（所得）証明書など）の発行を依頼してください。

該当者のみ提出する添付書類

○ **貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（令和6年（2024年）分の返済額が確認できる返還証明書など）**

※ 夫婦に貸与型奨学金の返済者がいる場合のみ

◎ **委任状** ※ 申請者と補助金の受取口座の名義人が異なる場合のみ。

住宅を賃借した場合の添付書類

○ 住宅の賃貸借契約書の写し：原本をコピーしてお持ちください

（契約締結日、金額、賃料、共益費、礼金、仲介手数料等、借主・貸主双方の捺印があるもの）

※初期費用（敷金、礼金、仲介手数料等）について契約書に金額の記載がない場合は、

重要事項説明書・請求書等、初期費用分の金額が分かる書類の写しを別途添付してください。

○ 領収書の写し：原本をコピーしてお持ちください

（支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先が記載されているもの）

◎ 住宅手当支給証明書

（申請する賃料・共益費の支払月の手当支給状況について、給与支払者が確認し捺印したもの）

※住宅手当を受けていない場合でも、「手当の支給なし」にチェックをしたものを提出してください。

※申請する賃料・共益費の支払月に給与所得があった場合は、夫婦ともに提出が必要です。（申請日時時点で離職していても必要）

※給与支払者の都合により証明書が発行できない場合は、申請する賃料・共益費の支払月すべての給与明細を提出してください。

◎ 借上社宅等賃料受領証明書

※会社と不動産会社の住宅賃貸借契約書の写し：原本をコピーしてお持ちください

住宅を購入・新築した場合の添付書類

○ 住宅の売買契約書の写し または 住宅の工事請負契約書の写し：原本をコピーしてお持ちください

（契約日、金額、売主・買主双方の捺印があるもの）

○ 住所番号の変更等通知書の写し：原本をコピーしてお持ちください

（売買契約書等の所在・地番は住所ではありませんので、住所が記載されているもの）

○ 領収書の写し：原本をコピーしてお持ちください

（支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先が記載されているもの）

引越しをした場合の添付書類

○ 引越費用の領収書の写し

（支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先が記載されているもの）

○ 引越見積書や請求書等、引越費用の内訳が分かる書類の写し：原本をコピーしてお持ちください

重要 領収書について

- 銀行の口座振替や振込による支払いの場合であっても、必ず大家・不動産会社・保証会社等に領収書の発行を依頼してください。

※ 領収書には支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先の記載が必要です。

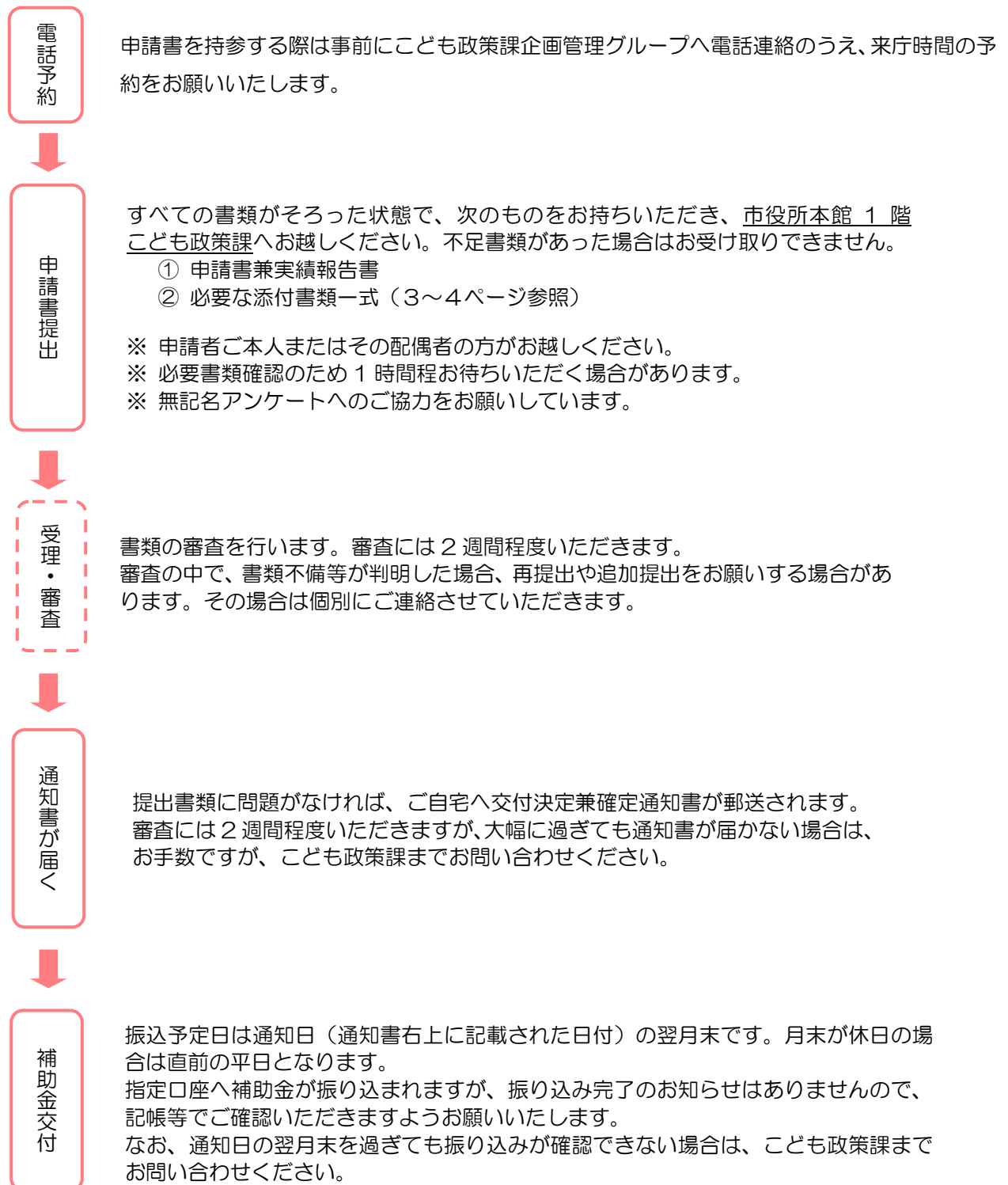
※ 領収書の発行には手数料がかかる場合があります。

※ クレジットカード払いの場合、領収書の発行ができない場合があります。その場合はカードの利用明細書が領収書の代わりとして認められていますので、支払者の氏名、金額、支払の内容または支払先の名称、カード利用日が確認できる状態のものを提出してください。

- 賃貸借契約書に記載されている賃料等の支払先と、領収書の発行元が異なる場合（例：契約書では不動産会社に支払う契約だが、実際には別の保証会社に支払っているため保証会社の領収書を発行した場合など）、契約書や領収書と併せて、保証契約書などの支払方法の実態が確認できる書類をご提出ください。

- 過去に領収書等の発行をした不動産会社や保証会社をお知りになりたい場合は、こども政策課までお問合せください。

申請から補助金交付までの流れ



問合せ・申請書提出先

新潟市こども未来部こども政策課 企画管理グループ （市役所本館 1 階）

TEL：025-226-1193（直通） E-MAIL：mirai@city.niigata.lg.jp